

令和 7 年 8 月採用

有田川町会計年度任用職員採用試験のご案内

令和 7 年 7 月 1 0 日

有田川町教育委員会 社会教育課（地域交流センターALEC）

〒643-0021 和歌山県有田郡有田川町大字下津野704

TEL 0737-52-4730／FAX 0737-52-4846 <https://www.town.aridagawa.lg.jp/>

- 受付期間 令和 7 年 7 月 1 0 日（木）～（採用者が決定次第終了）
■申 込 先 有田川町地域交流センター（A L E C）

1. 職種及び募集予定人員

職種	募集予定人員	職 務 内 容
一般事務補助	1 名	図書館に関する業務 ・カウンターでの利用者様への受付業務（端末操作あり） ・図書の整理業務 ・返却された本を所定の棚に戻す作業・資料の整理 ・開館閉館作業 ・その他関連する附帯作業

2. 応募資格

職種	受験資格
一般事務補助	パソコン(ワード・エクセル)の基本的操作ができる人。 普通免許所有者

ただし、次のいずれかに該当する人は受験できません。（地方公務員法第 16 条に該当する人）

- ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
イ 有田川町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3. 試験方法

選考方法	内 容
書 類 選 考	受験申込時にご提出いただくエントリーシートをもとに、書類選考を行います。（合格者にのみ、受付から 1 週間以内にご連絡いたします。）
面 接 試 験	有田川町地域交流センター（A L E C）にて随時実施予定。 時間等については、後日担当者からご連絡いたします。

4. 受験手続及び受付期間

- (1) 申込用紙の交付 有田川町ホームページから必要な申込用紙等をダウンロードしてください。また、有田川町地域交流センター(ALEC)にてお渡しすることもできます(火曜日～金曜日は午前10時から午後7時まで、土曜日、日曜日、祝日は午前10時から午後5時までの間)。申込用紙を郵送で請求する場合は、封筒の表に「**採用試験申込用紙請求**」と**朱書**し、110円切手を貼った宛先明記の**返信用封筒**を必ず同封して、有田川町地域交流センター(ALEC)まで請求してください。
- (2) 提出書類 ○有田川町会計年度任用職員採用試験申込書(顔写真を貼付すること)
○有田川町会計年度任用職員採用エントリーシート
- (3) 申込方法 上記書類に必要事項を記入し、有田川町地域交流センター(ALEC)まで持参または郵送してください。なお、郵送する場合は、必ず**簡易書留郵便**とし、封筒の表に「**採用試験申込**」と**朱書**してください。これら以外による不着の問題につきましては一切対応いたしかねます。
- (4) 受付期間 **令和7年7月10日(木)～(採用者が決定次第終了)**

※ 火曜日～金曜日は午前10時から午後7時までの間

土曜日、日曜日、祝日は午前10時から午後5時までの間

5. 勤務条件等

任用期間	任用が決定した日から 令和8年3月31日 ※再度の任用がされる場合は、年度ごとに勤務実績や健康状態等を考慮のうえ決定します。
勤務時間	週5日(土・日・祝勤務あり) 1日7時間勤務(除休憩時間) ただし、通常・遅出勤務のシフト制あり 通常勤務 午前9時15分から午後5時15分まで(休憩1時間) 遅出勤務 午前11時15分から午後7時15分まで(休憩1時間) ただし、必要により、勤務時間を超える勤務となる場合があります。
勤務場所	有田川町地域交流センター(ALEC・ポップ絵本館) 町立金屋図書館
報酬等	◎基本報酬 時給1,155円 (1カ月20日勤務の場合 1,155円×7時間×20日＝月額161,700円) ◎時間外勤務に対する報酬 ※有田川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の定めに従い支給 ◎費用弁償 (通勤手当相当分として) ※有田川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の定めに従い支給 ◎期末手当 6月と12月に規定により支給。(今年度は、12月のみ。在職期間により支給額が異なります。) ※有田川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の定めに従い支給
支払方法	毎月1日～末日までの金額を、翌月21日に支払う ※21日が土日及び祝日等の場合は直近の平日とする
福利厚生	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害保険 あり

休暇	◎年次有給休暇：勤務年数に応じ付与（規定により付与） ◎特別休暇：忌引休暇・夏季休暇（有給）、病気休暇（有給上限有）等
服務	地方公務員法の規定による ※法律および上司の職務上の命令に従う義務、守秘義務、職務専念義務 等
条件付き採用	有田川町職員の条件付き採用の期間の延長に関する規則に従う
退職	任用期間が満了したとき、本人が死亡したとき、本人から退職したい旨の申出があり任命権者が認めたとき

6. その他

- 受理した提出書類は返却いたしません。
- 会計年度任用職員の募集に関しては、予算成立の状況によって、募集中止や採用の取りやめをする場合もありますので、予めご承知おきください。
- その他詳しくは、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

有田川町地域交流センター（A L E C）

〒643-0021

和歌山県有田郡有田川町大字下津野704

TEL 0737-52-4730（代表） FAX 0737-52-4846

ホームページ <https://www.town.aridagawa.lg.jp/>